

国立大学法人電気通信大学コンプライアンス規程

平成19年 4月11日

改正

平成20年 4月 1日

平成27年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進に必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が、業務遂行に当たって、関係法令や学内規程等を遵守することをいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス推進組織)

第4条 コンプライアンスに関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。

2 本学におけるコンプライアンスの取組を推進するため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

(推進責任者)

第4条の2 推進責任者は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 推進責任者は、学長の指示に基づき、役職員の意識向上や関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

3 推進責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副推進責任者)

第4条の3 学長が必要と認めるときは、副推進責任者を置き、本学の理事又は職員から指名することができる。

2 副推進責任者は、推進責任者を補佐し、推進責任者に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副推進責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副推進責任者の任期の末日は、推進責任者の任期の末日以前でなければならない。

(公益通報)

第5条 役職員等は、法令違反等の行為を知りえたときは、「国立大学法人電気通信大学

公益通報者保護規程」の定めるところにより通報を行うことができる。

2 通報は、誹謗中傷その他不正の目的でこれを行ってはならない。

(コンプライアンス違反行為の処理)

第6条 学長は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が違反行為に該当するか検証し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置において、役職員等が故意又は重大な過失によってコンプライアンス違反を行い本学に損害を与えた場合は、懲戒処分のほか刑事告訴又は民事訴訟を行うことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。